

平成 26 年度税制改正に関する意見

平成 25 年 10 月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会 長 友 野 宏

平成 26 年度税制改正に関する意見

わが国経済は、昨年末の新政権発足以来、政府によって「大胆な金融緩和」、「機動的な財政政策」が相次いで打ち出され、また6月には第3の矢として『日本再興戦略』（成長戦略）がまとめられるなど、産業競争力の強化に向けた経済再興のための政策が精力的に実行されてきたこともあり、歴史的な円高が改善に向かうなど、景況感は一変し、着実に持ち直しつつある。

加えて今般、『日本再興戦略』に盛り込まれた民間投資を活性化するための税制措置として、設備投資減税等が年度の改正とは切り離され前倒しで決定されたことは、わが国経済の成長をさらに後押しするものと期待される。

しかし、わが国製造業は、いまだ改善されていない国際的に高い法人実効税率をはじめとする重い税負担、環境や労働に係る規制などの多重苦のため、国際競争においては諸外国よりも著しく不利な条件下に置かれており、今後ともこうした状況が払拭されなければ、国内における生産基盤を維持することが非常に困難となり、製造業は海外移転を進めざるを得ず、結果として空洞化の進展が加速する恐れがある。

こうした状況下、日本における生産活動を維持するためには、近隣アジア諸国や少なくとも欧州並みの法人実効税率への引下げや国際的に稀な償却資産への固定資産税の廃止等を通じ、税制における国際的な「イコールフットイング」の確保を図ることが極めて重要である。さらに、経済成長の源泉である企業活動に活力を与え、国内市場の活性化のためには、国内における設備投資を阻害するような税制の見直しや研究開発に向けた投資マインドを刺激する抜本的な税制措置を講じる必要がある。

「失われた 20 年」は、わが国経済社会に深刻な影響を与えた。こうした中、わが国の財政は国・地方合わせた長期債務残高がGDPのおよそ2倍に達する等、主要な先進国の中でも極めて深刻な状況にある。景気は持ち直しつつあり、消費税率の引上げも決定されたものの、少子高齢化の進展等による社会保障費支出の自然増など財政負担の更なる増加は明らかであることから、プライマリーバランスの黒字化、財政の健全化が焦眉の課題であることは言を俟たない。しかし、そのためにも民間経済主体が気概を持って成長に向けた取り組みを本格化することで経済の「好循環」をもたらし、わが国経済を「停滞から再生に飛躍」させることが不可欠である。

『日本再興戦略』が目指すわが国経済の再生と持続的な成長の実現ならびに中長期的な財政再建の確立を踏まえ、平成 26 年度税制改正においては以下の事項を要望する。

《重点要望項目》

◎ 法人実効税率のさらなる引き下げ

わが国の法人実効税率は約 35%に引下げられたものの、諸外国に比べ依然として高水準にとどまっている。一方、わが国とともに世界で最も法人実効税率が高いとされていた米国においても、大幅な法人税率引下げの動きが出てきている。こうした状況を踏まえ、法人実効税率を高止まりさせている地方法人二税のあり方についても見直し、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国の水準である 20%台も踏まえ、少なくとも欧州並みの 30%を目途とした引下げを早急に実現する必要がある。

そのため地方法人課税については、所得に対する課税部分を国税の法人税に統合した上で、実効税率を国際的な水準へと段階的に引下げること1つの選択肢である。

わが国において深刻化している産業空洞化の懸念を払拭するという観点から、すみやかに法人実効税率のあり方について検討を開始し、引下げを実現すべきである。

◎ 償却資産に対する固定資産税の縮減・廃止

償却資産を課税客体とする税制は国際的に見て極めて例外的であり、わが国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっている。また、投資額に応じて課税されるため、企業の国内への投資意欲を削ぐことにもつながっており、諸外国が立地競争力強化のため企業活動への支援を強化している動きとも逆行している。

さらに、設備から生み出される所得に課税されると同時に、所得を生み出す設備そのものにも課税されるという二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重しているという課税の公平性の問題や、社会保障関係の割合が高まった行政サービスと設備保有の対応関係が希薄化しているという地方税における受益と負担の対応関係の問題等、制度上、多くの課題を内包している。

そもそも償却資産を課税客体とした制度創設の主旨の一つとして、終戦後のインフレ時に、企業が減価償却額を増加させることで課税所得の減少を意図した、過大な資産再評価を抑制する目的があったといわれているが、今日、その主旨は根拠を失っている。

このように償却資産に対する固定資産税には多くの問題があり、廃止すべきである。少なくとも、国内生産拠点および雇用の維持の観点にとどまらず、老朽化した生産設備の新陳代謝を進める企業を支援し、設備投資を 10%増加させるという『日本再興戦略』を実効性のあるものとするためにも、新規取得した償却資産から、それに係る固定資産税を廃止すべきである。

なお、地方の税財政を取り巻く諸事情から、それも困難な場合は、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。

◎ 研究開発促進税制の拡充

研究開発は、わが国経済成長の礎となっている企業の競争力を維持・強化し、わが国が科学技術立国として中長期的に成長を続けるための糧である。

研究開発税制は、経済のグローバル化の進展により、企業の国際的な機能分散が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で極めて重要である。一方、主要諸国においては、30%という高い税額控除割合、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間内に税額控除できなかった限度超過額の還付といったわが国の制度を上回る促進措置が講じられている点に留意すべきである。

『日本再興戦略』で示された「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界1位」に復活するため「研究開発税制の活用促進」を図るには、本税制の活用実績の大部分を占める総額型について税額控除割合を国際的に優位な水準(30%以上)へ引き上げるべきである。また、税額控除の上限額を超過した場合の控除限度超過額の取扱いについて、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、繰越期間を5年に延長するとともに、現行の「当期の試験研究費が前期の額を上回った場合」としている当期の法人税額から繰越税額控除限度超過額を控除するための要件を廃止する等、総額型の制度を拡充し、諸外国を上回る制度へと本税制の再構築を図るべきである。

◎ 地球温暖化対策のための税の廃止

「地球温暖化対策のための税」が昨年10月1日より施行され、従来の石油石炭税に上乗せする形で石油、石炭、LNG等への課税が強化された。

環境省は、当初、この課税強化による初年度(平成24年度)の税収について、半年間で391億円の増収としていた。これに対して、現在、殆どの原子力発電が停止状態にある中、化石燃料使用が著増しており、これに伴い、石油石炭税については、仮に「地球温暖化対策のための税」としての課税強化(上乗せ)が無かったとしても、平成24年度で約800億円もの増収と、環境省の想定の2倍超に相当する税収があったと考えられる。

一方、本年6月14日に閣議決定された『日本再興戦略』では、「電力・エネルギー政策の克服とコスト低減」を指向し、「高効率火力(石炭・LNG)の導入」等の施策を掲げている。化石燃料への課税強化は同戦略に矛盾するのみならず、現に燃料コスト増や再生可能エネルギーの全量買取制度等により電気料金の上昇が全国的な問題となる中、その傾向に拍車をかけ、日本再興の足枷となりかねない。

このように「地球温暖化対策のための税」については、税収の上でも、わが国のエネルギー政策の上でも、既にその合理性は失われており、直ちに廃止すべきである。

◎ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

《その他の要望項目》

○ 合同会社に対する構成員（パススルー）課税の導入

業界再編・事業再構築を円滑に促進するため、事業分割等により誕生した新会社の立ち上げ時の損失を親会社に取り込めるよう親子会社間の損益通算を認めるべきである。

平成 18 年に会社法において合同会社(日本版 LLC)が創設されたが、税制面では米国の LLC と異なり出資者段階での課税を可能とする構成員課税が導入されていない。事業再編の円滑化のため、米国同様わが国の合同会社においても、共同事業展開に有効活用できるよう、出資者段階での課税を可能とする構成員課税を適用すべきである。

○ 地震、津波等への対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化

東日本大震災により、企業では、国内における緊急事態下の事業継続の観点から、全国各地の事業所における災害対策、特に津波対策を見直す機運が高まっており、こうした状況を受けて平成 23 年度には津波対策に資する防潮堤や津波避難施設等に対する固定資産税の軽減措置が期限付きで創設された。企業が行う地震・津波等に対する防災・減災策強化の効果は、周辺地域の防災機能の強化を通じて国土強靱化につながることから、今後、企業が自ら立案した計画に基づいて行う防災・減災策に対して、税額控除や固定資産税の減免等の支援措置が受けられるよう、措置の拡充および適用条件の緩和等の促進策を講じざるべきである。加えて、民間によるこうした国土強靱化への貢献を一時的なものとしないうるためにも制度の恒久化が必要である。

○ 非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化・均衡化

わが国企業にとって、土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、わが国の立地競争力を低下させている。一方、地方自治体が条例

により、負担水準 60%まで引下げることができるとされる条例減額制度は、減収財源が担保されていないことも含め、ほとんど機能していない。

こうした状況から、企業の競争力を確保し、国内立地の促進のために、税負担の均衡化、適正化を図るべきとの観点から、条例減額制度での対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を 60%へ速やかに引下げるべきである。

○ 国際課税制度のさらなる改善

企業の健全な海外事業展開を促進、円滑化し、海外の活力を取り込むというわが国の成長戦略を踏まえ、一層の国際課税制度の改善、とりわけ国際的二重課税の排除のため以下を要望する。

・ 外国税額控除制度の拡充

持ち分 25%以上の海外子会社からの配当については益金不算入制度が整備されているものの、その対象外となる事業所得等に係る直接外国税額控除について控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年→9年)や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の改善を図るべきである。

・ 移転価格税制における二重課税排除の徹底

移転価格税制については、実態を踏まえた制度運用と事務運営要領の整備が図られてきているが、企業にとって予期せぬ二重課税負担が生じないよう、事前確認制度や相互協議の迅速化についてなお一層の取り組みが必要である。併せて、国外関連者の要件については、実質的な支配力の観点から、株式保有比率 50%以上から 50%超に見直す必要がある。

○ 企業年金税制の整備

現在、少子高齢化が急速に進行する中で公的年金制度が見直されつつあり、これを補完するものとして自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度に対する税制面での適正な措置が図られるべきである。

・ 特別法人税の廃止

年金税制の基本原則は拠出時および運用時非課税、給付時課税である。年金資産に対して課税する特別法人税は平成 11 年度から適用が停止されており、速やかに撤廃すべきである。

・ 確定拠出年金の拠出限度額の廃止

確定拠出年金の非課税拠出限度額については、極めて低い水準に抑えられており、既存の退職給付制度からの移行を一層進める観点から、企業拠出型につい

ては、抛出限度額を撤廃すべきである。

○ 受取配当の全額益金不算入の徹底

法人が受け取る配当について、持分の割合等によって益金不算入割合が制限され、また受取配当から負債利子が控除される等、二重課税排除が徹底されていない。企業が競争力強化に向けた事業再編に取り組むなか、法人間の配当課税については、課税済み所得の分配に対する課税であり、二重課税排除の観点から全額益金不算入の原則を徹底するよう速やかに見直すべきである。

○ 欠損金の繰戻し還付不適用措置の撤廃

欠損金の繰戻し還付制度については、財政上の理由により、平成4年度改正以降、臨時的措置として適用が停止されている。本制度は、欠損金の繰越控除制度と同様に本法上の措置であり、繰戻し還付の適用を一般的な制度として速やかに復活させるべきである。

○ 海外投資等損失準備金の延長

鉄鉱石、原料炭等の鉄鋼製品の主原料は 100%海外からの輸入に依存しているが、中国等新興国をはじめとする鉄鋼需要の拡大から鉄鋼生産は世界的に増加傾向にあり、それに伴い原料需給も逼迫した状況が続いている。こうした中で、鉄鋼各社は、広範な需要産業に鉄鋼製品を安定供給するために、将来に渡る原料の安定確保を図ることに注力してきている。

わが国の資源・エネルギーの安定供給を確保するために、高いリスクをともなう資源の探鉱・開発事業を支援し、継続的な開発活動の促進を図るため、本制度の適用期限を延長すべきである。

○ 連結納税の地方税への適用

地方税においても企業グループ内の損益通算が可能となる連結納税を適用すべきである。損益通算の効果拡大は延いては事業再構築の円滑な促進につながり、『日本再興戦略』で示された「事業再編を推進する企業に対する税制」を講ずる方針にも合致している。

また、地方法人課税は、税目が多様であることに加え、申告書類が多く、計算も複雑であり、また、税率の異なる都道府県、市町村ごとに申告・納税を要する。特に、全国展開している企業にとっては、納税に係る事務負担が大きいことから、こうした観点からも連結納税を地方税にも適用すべきである。

- ・ 消費税の一定以上の課税売上割合に対する課税仕入れ等の税額の全額控除の復活
- ・ 印紙税の見直し

- ・ 社会保障・税に係る番号制度の着実かつ効率的な導入
- ・ 公害防止用設備の固定資産税の課税標準特例の適用期限の延長
- ・ 日本貿易保険の特殊会社化に伴う法人税等の非課税措置

以上